

参 考 资 料

ア 行

● アメニティ (amenity)

「環境の快適性」「魅力ある環境」「生活の質」などという、精神的な快適さを視点に入れた環境の質に関する総合的概念です。具体的には、“快適な場所、気候、景観”などをさします。

● 雨水貯留浸透事業

大型の雨水貯留浸透施設の設置や雨水を浸透させる設備の設置に対する個人住宅での助成金制度を充実させるなど水害に強いまちづくりをすすめるための事業です。

● 延焼遮断帯

带状の不燃空間のことです。道路、河川、鉄道、公園などの都市施設と、その沿道で不燃化された建築物により構成されています。

● オープンスペース

公園・広場・河川・道路・山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称です。

カ 行

● 環境共生住宅

水循環や廃棄物のリサイクル、エネルギーの効率的利用、地域特性に即した構造や工法など環境負荷を著しく低減させるための創意・工夫（例えば、太陽光発電や雨水貯蓄など）を施したタイプの住宅のことです。

● 基本構想、長期計画

基本構想は、武蔵野市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市行政の最も上位に位置する総合計画です。地方自治法によりその策定が定められています。現在は第四期基本構想の期間中であり、平成16年度に平成17年度から平成26年までの10年間の展望にたって策定されました。

長期計画は、基本構想に基づく、各分野ごとのより具体的な事業計画で、定期的に調整しています。

また、現在は平成24年から10年間の計画である第五期基本構想を策定中です。

● 狭あい道路

幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条第2項などに指定されているものです。

● 区画道路

幹線道路などある程度の幅員をもつ道路どうしを接続するための道路で、道路ネットワークの補完や個々の宅地間の交通のために利用されます。

● クリーンセンター

現クリーンセンター施設は、稼動から約25年が経過し、その主要設備である焼却炉、ボイラーの耐用年数とされる30年に近付きつつあり、具体的に建て替え計画を進める時期になったことから、「市の基本的な考え方」に基づいて建て替え計画を進めています。

● 景観法

景観法（平成16年制定）は、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現」が目的に挙げられています。地方自治体が策定する景観に関する計画や条例などに、実効性・法的強制力をもたせるものです。

● 建築協定

建築基準法に基づき、住宅地としての環境や、商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地利用の環境を改善するために、土地所有者がその地区内の全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関して定めた協定のことです。

● 庚申塔

中国より伝来した道教に由来する庚申信仰に基づいて建てられた石塔。庚申塔は街道沿いに置かれることが多く、江戸時代初期から広く建てられるようになった。

● 交通管制システム

従来の車両感知器による情報収集に加え、双方向通信可能な光ビーコンや画像型車両感知器などによる情報収集センサーの高度化を図り、さらに

交通管制センターのコンピュータの高度な分析機能を追加整備して、刻々と変化する交通の流れに対し、信号制御の最適化や交通情報の正確でリアルタイムな提供を図ります。

● 交通需要管理

(Transportation Demand Management)

自動車の利用者の交通行動の変化を促すことにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系で、TDM ともいいます。

● 合流式下水道改善計画

汚水と雨水を合流して処理する合流式下水道について、大雨時における汚濁負荷量の削減、公衆衛生上の安全確保、ゴミなどの夾雑物（きょうざつづつ）の削減を目標として、雨水浸透施設の設置、合流改善（貯留）施設の建設、スクリーン（夾雑物除去装置）の設置を行うものです。

国において、平成25年度までの改善が義務づけられたことから、本市においては、平成16年度に合流式下水道緊急改善計画を策定し、平成21年度に合流式下水道改善計画を策定し、事業を進めています。

● 高齢化社会

総人口に占めるおおむね65歳以上の老年人口が増大した社会のことです。一般的には、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）によって以下のように分類されます。

- ・ 高齢化社会：7%～14%
- ・ 高齢社会：14%～21%
- ・ 超高齢社会：21%～

日本は昭和45年に高齢化社会に、平成6年に高齢社会になり、平成19年には超高齢社会となりました。

● コミュニティ構想

本市には、住宅団地自治会や一部地域における親睦的な町内会は設置されていますが、全市的な市民組織としての自治会、町内会がないという特徴があります。そこで、新しいコミュニティ政策として、昭和46年の第一期長期計画において、コミュニティ構想が策定されました。コミュニティ構想では、コミュニティを市民生活の基礎

単位と位置づけ、市民による自主参加・自主企画・自主運営の原則にたった武蔵野市型の新しいコミュニティづくりをめざしています。

● コミュニティセンター

コミュニティ構想に基づき、コミュニティ活動の拠点として20館（分館含む）のコミュニティセンターが配置されました。自主参加・自主企画・自主運営の原則により、市民の方々によって管理・運営されています。

サ　　行

● 遮熱性舗装

遮熱性舗装は、日射エネルギー量の約半分を占める近赤外線を高反射して、舗装路面の温度上昇を抑制する舗装です。一般の舗装よりも表面温度の上昇を抑制できるため、歩行者空間や沿道の熱環境の改善、ヒートアイランド現象の緩和が期待されています。

● 生産緑地（地区）

都市計画法及び生産緑地法に基づき、都市計画決定された市街区域内農地のことです。

指定後は、農地などの宅地並課税を免除されますが、農地として管理することが義務づけられています。

● 生物多様性

生物多様性とは、生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指します。生物多様性基本法（平成20年公布・施行）では、開発計画を立てる際に環境アセスメントを行うことを義務付けています。

● 整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都道府県が定める広域的な都市計画区域のマスタープランです。

● 0123施設

保育ニーズの多様化に対応する施策のひとつとして、0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、子育ての支援をおこなうとともに、親同士のネットワークを地域に広げるためにつくられた施

設です。吉祥寺東町と八幡町の2箇所があります。

● 仙川リメイク

正式名は、「武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画」といいます。

武蔵野市内の唯一の一級河川である仙川ですが、断面がコンクリート三面張りでもほとんど流れていないため、植物のほとんど生えていない川となっています。そこで、水量の確保や歩道整備、隣接公園の親水化、河川に面する部分の緑化などを関係機関と調整しながら推進し、市民に親しめる水辺の空間を整備する計画です。

タ 行

● 高さ制限

都市計画法及び建築基準法に基づいて、建築物の最高高さを制限することです。都市計画法・建築基準法に基づく規制手法としては、用途地域(第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域のみ)、地区計画、絶対高さ制限高度地区、特定街区、風致地区、景観地区があります。

● 地区計画

地区単位の整備目標(将来像)、土地利用、公共施設、建築物などに関する詳細な計画を法的に制度化したものです。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵などについての規定を定めることができます。

● 低炭素社会

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のことです。

● テレワーク

世界中で広がりつつある情報通信を活用した場所にとらわれない新しい業務形態で、コンピュータ通信など情報通信機器を利用し、従来の職場から離れた別な場所で働くことです。

● 透水性舗装整備

舗装内の空隙を利用して路面に降った雨水を、そのまま地中に還元する機能をもつ舗装です。

通常の舗装と比べ、歩行安全性を向上するとともに、都市環境を改善する特長があります。

● 都市開発諸制度

公開空地などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して容積率などを緩和する制度で、「総合設計」「再開発等促進区を定める地区計画」「特定街区」「高度利用地区」の4つの制度を指します。

東京都では平成20年、同制度の活用方針及び各制度の運用基準・許可要綱などを改定し、環境性能に優れた建築物ストックを増やしていくとともに、みどり豊かな都市空間の形成を図り、環境都市づくりへの取組を促進しています。

● 都市観光

名所・旧跡を見るといった従来型の「観光」ばかりだけでなく、芸術、アミューズメント、ショッピング、飲食を楽しんだり、その都市のまち並みや文化遺産など歴史・文化に触れたり、地域の人々と交流するなど、都市の様々な魅力を体験することを総称した概念です。

● 都市計画公園

都市計画法において定められる都市施設の一つで、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園または特殊公園といった種類があります。

● 都市計画施設

都市計画法において定められる都市施設のうち、都市計画決定された施設のことをいいます。都市計画決定に際しては、土地利用、交通などの現在及び将来の状況を勘案し、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持しなければならないとされています。

● 都市計画道路

都市計画法において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の四種類があります。

ナ 行

● 燃料電池

都市ガス、LPG や灯油から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させて発電するとともに、その際に発生する熱を給湯や暖房に使用するコージェネレーションシステムです。

● ノーマライゼーション

障害をもつ人も、もたない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活することが当たり前の社会であるという理念のことです。

ハ 行

● パーク&ライド

交通が混雑する地区への車両進入を軽減するため、その地区の周辺で、駐車場に車を止め、鉄道（レール）やバスの公共交通機関に乗り換える方式のことです。

● バリアフリー

高齢者や障害者にとって、生活上妨げになる障壁（バリア）がなく、高齢者や障害者が暮らしやすい生活空間のあり方のことです。具体的には、まちや住まい（交通施設や公共の建築物や道路、個人の住宅など）において、高齢者や身体障害者などの利用に配慮した設計・整備を行うことです。

● ピオトープ

植物・昆虫類・両生類・は虫類・鳥類・ほ乳類などの動植物の生物群集の存在で特徴づけられる生物生息空間のことです。具体的には、湖沼、湿地、草地、雑木林など、景観や相観の単位で区分される様々なタイプのものがあります。

● ヒートアイランド現象

都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて異常な高温を示す現象のことです。高温により自然環境が影響を受け、住民の生活や健康にも影響を及ぼすことから、近年問題視されています。

● ファシリティマネジメント

業務用不動産（土地、建物、構築物、設備など）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法のことです。

マ 行

● 密集市街地

建築物が、道路などの基盤整備が行われないうまま、高密度に建ち並んでいる市街地のことをいいます。

● 武蔵野プレイス

武蔵境駅南口の農水省食糧倉庫跡地に平成23年7月開設する予定の図書館機能を中心とした複合機能施設です。

この施設は武蔵境のまちづくりの推進の一環として、「図書館」を中心に「生涯学習」「青少年活動支援」「市民活動支援」の4つの機能を併せ持っています。各種機能を融合させ、子どもたちからお年寄りまでが交流する「場」として、地域社会の活性化を深める新しいタイプの公共施設を目指しています。

● ムーバス

本市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者の方などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名です。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の方の歩行距離を考慮した200m 平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど利用しやすさ、使いやすさを配慮したコミュニティバスです。

平成7年に吉祥寺駅から東側地域を循環する「東循環」が、平成10年に吉祥寺駅の北西地域を循環する「北西循環」が開設され、現在7路線があります。

ヤ 行

● ユニバーサルデザイン

障害者、高齢者、健常者などが分け隔てなく、どんな人でも使える道具、住みやすいまち・家などの設計やデザインを意味します。

●要綱

特定の行政目的を達成するために行政が定めた基準のことです。

●用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度のことです。

ラ 行

●ライフサイクルアセスメント

製品やサービスに対する、環境影響評価の手法のことです。主に個別の商品の製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階における環境負荷を明らかにし、その改善策をステークホルダーとともに議論し検討します。

●ライフステージ

人間が生きていく上で、だれもが共通に経ていく生活段階のことです。具体的には、進学・就学→就業・仕事→結婚→家庭生活・子育て→老境などがあります。

●ライフライン

上下水道、ガス、電気、電話などの都市生活を支えるネットワーク施設のことです。

●緑地協定

都市緑地保全法に基づき、一団の土地または道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全または緑化に関する協定のことです。

●リダンダンシー（冗長性）

1つのシステムやネットワーク、ソフトが機能を停止しても、代替するシステムやネットワーク、ソフトが機能し、補完することによりシステム全体には大きな被害や影響が出ないようにすることです。

●リバーシブルレーン

ラッシュ時に道路の中央線を移動させて、渋滞

する側の車線を増やすことです。武蔵野市では、三鷹通りで実施されています。

●緑被率

市内区域に占める緑被地の面積割合です。武蔵野市では、東京都の「緑被率標準調査マニュアル」に準拠して調査し、樹林地、植樹地、草地、農地を緑被率として扱っています。測定は、航空写真から行われています。

●レモンキャブ

バスやタクシーなどの地域公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供しています。

●連続立体交差事業

JR中央線の三鷹駅ー立川間の13.1km、西武多摩川線の武蔵境駅付近約0.9kmについて、鉄道を高架化する事業で、東京都の都市計画事業として行われています。平成25年度の完成を目指し、事業を進めています。

線路により南北に分かれていたまちが、平面でつながるため、今後のまちづくりの重要なポイントの一つになります。

●ロードサイド型店舗

幹線道路の沿道に立地する比較的大規模な店舗のことです。

アルファベット

●LCA

Life Cycle Assessmentの略で、資源の採掘から、生産、消費、廃棄に至るすべての課程を対象とした環境負荷に対する定量的な評価のことです。

●NPO

Non-Profit Organizationの略。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする市民による非営利の民間組織のことです。

● PFI

Private Finance Initiative の略で、社会資本の整備や公共サービスの提供に際し、民間の資金やノウハウを導入する方式のことです。

イギリスで始められた制度で、道路、鉄道、橋、ごみ処理場、病院などの整備や運営にこの方式が取り入れられています。日本では、平成11年9月に PFI 推進法が成立しました。

● PPP

Public Private Partnership の略で、官と民がパートナーを組んで事業を行う官民協力の形態。たとえば水道やガス、交通など、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託などを含む手法を指しています。

● SOHO

Small Office Home Office の略で、ネットワークに接続した情報機器を駆使し、在宅勤務も含め、自営業や小規模事務所などで仕事をする新しい勤務形態を示します。

● TWCC

Total Welfare Configured City の略で、高齢者にやさしいまち、障害者にも他のすべてのひとにもやさしいという福祉的視点で、将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備していこうということを意味しています。

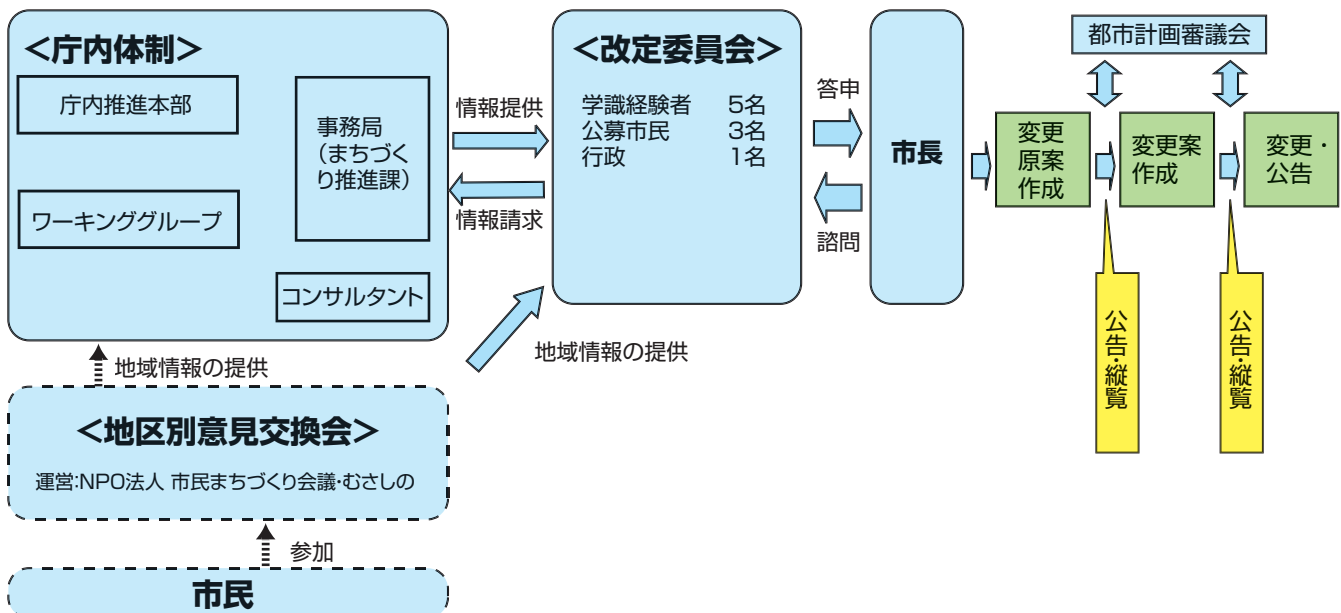
策定の経過

1) 改定体制と経過

改定に当たっては、市内在住の都市計画、環境、交通、商業などの学識経験者を中心に公募市民と行政委員を加えて構成した改定委員会を設置し、平成21年11月から平成22年9月までに、7回開催し、検討を行いました。また、市民意見を聴取し、改定に反映するため、NPO法人市民まちづくり会議・むさしのと協働し、平成22年2月から4月にかけて、地区別意見交換会を3回開催しました。さらにまちづくり条例が定める改定手続きに従い、公告・縦覧による市民意見の聴取を2回行いました。

庁内においては、まちづくり推進課を事務局とし、庁内推進本部及びワーキンググループを設置し、検討を行いました。

<都市マスタープラン改定の体制と手順>



2) 都市マスタープラン改定委員会の経過

(1) 開催状況と主な議論

表 改定委員会の開催状況と主な議論

開催回数	開催日時	開催場所	議題	主な議論
第1回	平成21年 11月17日 19:00～ 21:00	武蔵野市役所 6階 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・委員長、副委員長選出 ・改定に関する基本方針 ・状況変化 ・改定スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・境公園の取り扱い ・市の活性化(税収の確保など) ・武蔵野市における交通のあり方 ・大規模土地利用転換の課題 ・高さのあり方 ・景観のあり方
第2回	平成22年 1月29日 19:00～ 21:00	武蔵野市役所 8階 802会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市の都市計画について ・主要検討項目 ・景観について ・将来都市構造の見直しの考え方 ・土地利用方針の見直しの考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの進捗状況に応じた書き分け ・外環、都市計画道路の取扱い ・大規模土地利用転換に対する市の対応 ・高さ制限のあり方 ・公園のあり方
第3回	平成22年 4月6日 19:00～ 21:00	武蔵野市役所 8階 802会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・景観について ・土地利用方針の見直しの考え方 ・高さ制限について ・未整備都市計画施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市らしい景観とは何か ・駅周辺の土地利用のあり方(住宅との複合) ・高さ制限導入の是非、必要性、導入する地区 ・長期未整備の都市計画道路の見直し
第4回	平成22年 5月17日 19:00～ 21:00	武蔵野市役所 8階 802会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ制限について ・分野別方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系用途地域における高さ制限導入の必要性 ・住宅に関連する施策の取扱い ・防災空間としての道路、老朽建物の更新 ・まちづくりにおけるコミュニティ及びコミュニティ協議会の位置づけ、都市マスにおける取扱い ・交通における歩行者重視の視点 ・広域連携 ・生物多様性の視点

開催回数	開催日時	開催場所	議題	主な議論
第5回	平成22年 6月22日 19:00～ 21:00	武蔵野市役所 8階 802会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想 ・実現に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺地域における外環の2の取り扱い ・吉祥寺駅周辺の土地利用のあり方(ハモニカ横丁など) ・三鷹駅周辺の商業地域と住居系用途地域のギャップ ・武蔵境地域における大学と連携したまちづくり ・連続立体交差事業に伴う東西方向南北方向のまちづくり ・都市マスの共有の方法、仕組み ・都市マスの評価の方法 ・地区単位のまちづくりにおける市の役割
第6回	平成22年 7月23日 19:00～ 21:00	武蔵野市役所 8階 802会議室	<p>都市マスタープラン改定たたき台案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定の視点 ・全体構想 ・分野別方針 ・地域別構想 ・実現に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・「土地利用転換時まちづくり調整ゾーン」の考え方 ・地区計画の活用 ・長期未整備都市計画道路の見直し方法 ・外環の2に対する市としての対応 ・都市づくりの理念としての環境負荷低減 ・マンションの適切な管理の実施に対する都市マスとして記述 ・人間(歩行者)優先の交通への転換 ・吉祥寺駅周辺の高度利用の促進 ・都市マスの評価のあり方、方法 ・まちづくり条例にもとづく多様な展開
第7回	平成22年 9月9日 19:00～ 21:00	武蔵野市役所 8階 802会議室	<p>都市マスタープラン改定たたき台案について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改定箇所の確認

(2) 武蔵野市都市マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市都市マスタープラン（平成12年6月策定。以下「都市マスタープラン」という。）の改定を行うにあたり、その内容について調査及び検討するため、武蔵野市都市マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、都市マスタープランの改定の内容について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成23年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、都市整備部まちづくり推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

この要綱は、平成21年12月1日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

氏名	所属等
飯田 直彦	財団法人建築技術教育普及センター
稲垣 英夫	武蔵野商工会議所 会頭
中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授
水庭千鶴子	東京農業大学地域環境科学部造園学科 講師
森 浩	株式会社三菱総合研究所 主席研究員
井上 良一	武蔵野市副市長
瀧澤 進	公募市民
中村 郁博	公募市民
南 賢二	公募市民

3) 地区別意見交換会の経過

(1) 地区別意見交換会の開催概要

①開催状況

- ・改定に関する市民参加の場として、21～22年度において、市内を吉祥寺地域、中央地域、武蔵境地域の3地域に分けて、地区別意見交換会を開催し、各地域を8地区に細区分し、地区毎にワークショップ方式で意見を吸い上げた。
- ・地区別意見交換会の開催に先立ち、趣旨等を説明する説明会を開催した。

表 地区区分

地域	地区
吉祥寺	吉祥寺南地域、吉祥寺東地域、吉祥寺西地域
中央	中央北地域、中央南地域、八幡関前
武蔵境	境北地域、境南地域

②各回概要

ア. 地区別意見交換会説明会

- ・平成22年1月22日及び23日に、地区別意見交換会説明会を開催した。
- ・市から地区別意見交換会の趣旨、改定スケジュール、意見交換会の位置づけを説明し、NPO から意見交換会の目的、進め方について説明を行い、出席者との間で質疑及び意見交換を行った。
- ・説明会開催後、準備会を開催した。

イ. 第1回地区別意見交換会

- ・第1回の意見交換会を平成22年2月19日及び20日に開催した。2月19日夜は、武蔵境地域、20日午前中は、吉祥寺地域、同日午後は、中央地域にて開催した。
- ・市から地区別意見交換会の趣旨、改定スケジュール、意見交換会の位置づけを説明し、NPO から意見交換会の目的、進め方について説明を行い、各地区に分かれて、出席者との間でワークショップ方式により、まちづくりの課題、まちづくりの検討項目について、意見の聴取を行った。

ウ. 第2回地区別意見交換会

- ・第2回の意見交換会を平成22年3月12日及び13日に開催した。3月12日夜は、吉祥寺地域、13日午前中は、武蔵境地域、同日午後は、中央地域にて開催した。
- ・NPO から意見交換会の3回のプログラムと当日のプログラム意見を説明した後、各地区に分かれて出席者との間でワークショップ方式により、課題解決方法の検討テーマの選定について意見交換を行った。
- ・武蔵境地域においては、上記の検討の前に、地区別方針の点検、新たな地区別方針の検討を行った。

エ. 第3回地区別意見交換会

- ・第3回の意見交換会を平成22年4月23日及び24日に開催した。4月23日夜は、武蔵境地域、24日午前中は、吉祥寺地域、同日午後は、中央地域にて開催した。
- ・八幡関前地区は地域の会合と重なったため、当初の予定を変更して23日夜に開催した。

- ・NPO から前回までの意見のまとめの説明を行った後、各地区に分かれてワークショップ形式により、まちづくりの検討項目、課題解決の検討テーマについての意見交換、とりまとめを行った。

表 地区別意見交換会開催状況

種別	開催回数 ()内は 参加者数	検討地域	開催日時	開催場所	議題
地区別 意見 交換会 説明会	1日目	市域全域	平成22年 1月22日(金) 19:00~20:00	商工会館4階 市民会議室	・改定スケジュールと意見交換会の位置づけ ・意見交換会の目的、進め方
	2日目		平成22年 1月23日(土) 10:30~11:00	スイング スカイルーム	
地区別 意見 交換会	第1回 (66人)	武蔵境地域	平成22年 2月19日(金) 19:00~21:00	スイング スカイルーム	・まちづくりの課題とまちづくりの検討項目
		吉祥寺地域	平成22年 2月20日(土) 9:30~11:30	商工会館4階 市民会議室	
		中央地域	平成22年 2月20日(土) 14:30~16:30	市役所 411会議室	
	第2回 (61人)	吉祥寺地域	平成22年 3月12日(金) 19:00~21:00	商工会館5階 第1、2会議室	・地区の将来像 ・課題解決の方法検討テーマ
		武蔵境地域	平成22年 3月13日(土) 9:30~11:30	スイング スカイルーム	
		中央地域	平成22年 3月13日(土) 14:30~16:30	市役所 812会議室	
	第3回 (60人)	武蔵境地域、 八幡関前地区	平成22年 4月23日(金) 19:00~21:00	スイング スカイルーム	・課題解決の方法検討テーマ ・地区別とりまとめの検討
		吉祥寺地域	平成22年 4月24日(土) 9:30~11:30	商工会館4階 市民会議室	
		中央地域 (八幡関前 地区除く)	平成22年 4月24日(土) 14:30~16:30	市役所 811会議室	

武蔵野市都市計画マスタープラン

平成 23 年 4 月

発 行 武蔵野市

〒180-8777

東京都武蔵野市緑町2-2-28

TEL. 0422-51-5131 (代表)

事務局 武蔵野市都市整備部まちづくり推進課

TEL. 0422-60-1872